

# 令和5年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

## 1. 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、令和5年度雲南市・飯南町事務組合一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

## 2. 計画処理区域

雲南市・飯南町事務組合（以下「組合」という。）管内の全域を計画処理区域とする。ただし、雲南市吉田町、掛合町と飯石郡飯南町の区域に係る可燃ごみについては、いいしクリーンセンターを経由し、雲南市大東町、加茂町、木次町、三刀屋町の区域分の可燃ごみとあわせて雲南エネルギーセンターで処理する。また、リサイクルプラザは、雲南市のうち大東町、加茂町、木次町、三刀屋町の区域とする。

\*以下、雲南エネルギーセンターは「雲南EC」、リサイクルプラザは「プラザ」、いいしクリーンセンターは「いいしCC」という。

## 3. 計画実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 4. 一般廃棄物の処理主体

区 分		収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ		雲南市・飯南町事務組合 (委託・許可・直接搬入)	雲南市・飯南町事務組合 (直営・委託)	雲南市・飯南町事務組合 (直営・委託・売却)
不燃ごみ				雲南市・飯南町事務組合 (委託・売却)
資源ごみ				雲南市・飯南町事務組合 (直営・売却)
粗大ごみ		雲南市・飯南町事務組合 (委託・許可・直接搬入)		雲南市・飯南町事務組合 (直営・売却)
家電リサイクル品目		直接搬入		
有害ごみ	乾電池	雲南市・飯南町事務組合 (委託・直接搬入)	雲南市・飯南町事務組合 (委託処理)	—
	蛍光管			
その他(災害・火災等)		雲南市・飯南町事務組合 (許可・直接搬入)	雲南市・飯南町事務組合 (直営・委託)	雲南市・飯南町事務組合 (直営・委託)

## 5. 一般廃棄物の発生量の見込み

(単位: t)

区 分	雲南 EC (プラザ)	いいし CC			合 計	
		小計	吉田町 掛合町	飯南町		
可燃ごみ	6,300	1,700	780	920	8,000	
不燃ごみ	680	130	60	70	810	
資源ごみ	750 (430+320)	200	80	120	950	
粗大ごみ	970 (750+220)	130	50	80	1,100	
家電リサイクル品目	6	5	1	4	11	
有害ごみ	乾電池	11	7	3	4	18
	蛍光管	5	2	1	1	7
その他 (災害・火災等)	40 (30+10)	10	5	5	50	
合 計	8,762	2,184	980	1,204	10,946	
	8,688	2,818	1,272	1,546	11,506	

\*カッコ内の数値は、雲南 EC+プラザ分。合計の下段は令和3年度の計画数値 (参考)。

## 6. 収集・運搬計画

- 1) 収集・運搬は、家庭系一般廃棄物については業者委託と許可業者により行い、事業系一般廃棄物については事業者の直接搬入および許可業者により行う。
- 2) 家庭系一般廃棄物で個人による直接搬入が困難な粗大ごみ及び家電リサイクル品目については、組合の「粗大ごみ収集運搬業務実施要領」に登録する業者に依頼し、所定の施設に搬入することができる。

### ア. 収集区域の範囲

区 分	雲南 EC(プラザ)	いいし CC
可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、家電リサイクル品目	雲南市のうち大東町・加茂町・木次町・三刀屋町	雲南市のうち吉田町・掛合町 飯石郡飯南町
有害ごみ	乾電池	
	蛍光管	
その他 (災害・火災等)		

イ. 収集回数

区 分		雲南 EC (プラザ)	いいし CC
可燃ごみ		2回/週	2回/週
不燃ごみ		1回/月	1回/月
資源ごみ		1回/月	1回/月
粗大ごみ		—	—
家電リサイクル品目		—	—
有害ごみ	乾電池	1回/月	2回/週
	蛍光管	1回/月	1回/月
その他 (災害・火災等)		—	—

ウ. 収集方法

区 分		雲南 EC(プラザ)	いいし CC
可燃ごみ		ステーション方式 一部収集ボックス方式	収集ボックス方式 一部ステーション方式
不燃ごみ		ステーション方式	ステーション方式
資源ごみ		ステーション方式	収集ボックス方式 一部ステーション方式
粗大ごみ		—	—
家電リサイクル品目		—	—
有害ごみ	乾電池	ステーション方式	収集ボックス方式 一部ステーション方式
	蛍光管	ステーション方式	ステーション方式
その他 (災害・火災等ごみ)		—	—

エ. 収集・運搬する廃棄物の量（委託分）

（単位：t）

区 分	雲南 EC (プラザ)	いいし CC			合 計	
		小計	吉田町 掛合町	飯南町		
可燃ごみ	4,920	1,290	640	650	6,210	
不燃ごみ	300	80	40	40	380	
資源ごみ	420 (270+150)	170	70	100	590	
粗大ごみ	—	—	—	—	—	
家電リサイクル品目	—	—	—	—	—	
有害ごみ	乾電池	11	7	3	4	18
	蛍光管	5	2	1	1	7
合 計	5,656	1,549	754	795	7,205	
直接搬入分	2,320	635	226	409	2,955	

\*カッコ内の数値は、雲南 EC+プラザ分である。

7. 中間処理計画

ア. 処理施設の概要

区分	施設名	所在地	処理方式	処理能力	処理区域
可 燃 ご み	雲南 EC	雲南市加茂町 三代 1331-1	固形燃料化方式	40.717 t / 日	雲南市、飯南町 全域
	いいし CC	飯石郡飯南町 都加賀 698-1	積 替 方 式	12 t / 日 24 m <sup>3</sup> /2h	雲南市のうち吉 田町・掛合町と 飯石郡飯南町
不 燃 ご み 等	プラザ	雲南市木次町 里方 1369-39	破碎・圧縮方式	不燃ごみ 10 t / 日 資源ごみ 2.5 t / 日	雲南市のうち吉 田町・掛合町を 除く区域
	いいし CC	飯石郡飯南町 都加賀 698-1	破碎・圧縮方式	不燃ごみ 1.7 t / 日 資源ごみ 0.7 t / 日	雲南市のうち吉 田町・掛合町と 飯石郡飯南町

イ. 中間処理量の見込み

(単位：t)

区 分	雲南 EC(プラザ)	いいし CC			合 計
		小計	吉田町 掛合町	飯南町	
可燃ごみ	8,000	(1,700)	(780)	(920)	8,000
不燃ごみ	680	130	60	70	810
資源ごみ	750(430+320)	200	80	120	950
粗大ごみ	970(750+220)	130	50	80	1,100
家電リサイクル品目	6	5	1	4	11
有害ごみ	乾電池	11	7	4	18
	蛍光管	5	2	1	7
その他(災害・火災等)	40(30+10)	10	5	5	50
合 計	10,462	484	200	284	10,946

\*可燃ごみに係るいいし CC 分のカッコ書きは、雲南 EC における中間処理量の内訳である。

\*資源ごみ、粗大ごみ、その他(災害・火災等)に係るカッコ書きは、雲南 EC+プラザ分である。

8. ごみの排出抑制・再資源化計画

ア. 排出抑制の方法

(ア) 分別収集の徹底

(イ) 3R運動の推進(施設見学、視察を通しての啓発含む)

(ウ) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に沿っての排出抑制・再資源化の啓発

イ. 再資源化の数量及び方法

(単位：t)

内 訳	雲南 EC(プラザ)		いいし CC				
	数量	方 法	数 量			方 法	
			小計	吉田町 掛合町	飯南町		
可燃ごみ	4,000	RDF売却	—	—	—	RDF売却(いいし CC 分 850)	
不燃ごみ	160	金属類一部売却	86	38	48	金属類一部売却	
資源ごみ(ビン)	120	処理委託	44	19	25	処理委託	
〃(飲料缶など)	40	売却	12	6	6	売却	
〃(ダンボール類)	430	売却	144	55	89	売却	
粗大ごみ	970 (750+220)	金属類一部売却	48	21	27	金属類一部売却	
家電リサイクル品目	6	処理委託	5	1	4	処理委託	
有害ごみ	乾電池	11	処理委託	7	3	4	処理委託
	蛍光管	5	処理委託	2	1	1	処理委託
合 計	5,742		348	144	204		

\*カッコ書きは、雲南 EC+プラザ分である。

## 9. 可燃ごみの統合処理

令和3年11月12日より、いいしCCの可燃ごみは、出雲エネルギーセンターから雲南ECへと処理先を移行した。これにより雲南市、飯南町全量の可燃ごみの統合処理となった。今後も引き続き適切な処理に努める。

いいしCCから雲南ECへの可燃ごみの搬送は、大型塵芥車を用いて行う。

## 10. 最終処分計画

- 1) 最終処分場（木次町里方）において、プラザの不燃残渣及び瓦・コンクリート等破片の安定物を埋立て処分する。加茂不燃物処理場では、ガラス・陶器くず・廃プラスチック類・瓦・コンクリート等の破片を処分する。処分区域は雲南市吉田町、掛合町、飯石郡飯南町を除く区域とする。
- 2) いいしCCのクローズド型最終処分場については、不燃残渣を埋立処分する。処分区域は雲南市吉田町、掛合町、飯石郡飯南町の区域とする。

### ア. 最終処分場の概要（令和4年3月31日現在）

施設名	所在地	処理方式	面積	容量	残余容量
埋立最終処分場	雲南市木次町 里方 1369-13	セル方式	5,200 m <sup>2</sup>	28,500 m <sup>3</sup>	7,824 m <sup>3</sup>
加茂不燃物処理場	雲南市加茂町 神原 530-1	セル方式	2,808 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>3</sup>	1,158 m <sup>3</sup>
埋立最終処分場（いいしCC）	飯石郡飯南町 都加賀 698-1	セル方式	630 m <sup>2</sup>	2,800 m <sup>3</sup>	1,371 m <sup>3</sup>
合 計			8,638 m <sup>2</sup>	41,300 m <sup>3</sup>	10,353 m <sup>3</sup>

### イ. 残渣の量及び処分方法

区 分	雲南 EC(プラザ)		いいし CC			
	発 生 量	処 分 方 法	発 生 量			処 分 方 法
			小 計	吉田町 掛合町	飯南町	
不燃ごみ(かわら・コンクリート等破片を含む。)	400 t	埋 立	52 t	25 t	27 t	埋 立

### 1 1. 住民に対する広報・啓発活動

- 1) 年間の「収集日程表」及び「ごみの分け方・出し方」を各戸に配布する。
- 2) 施設見学者に対し、分別・減量について周知・啓発を行う。
- 3) 雲南市、飯南町の広報に掲載して周知・啓発を行う。
- 4) 雲南市の出前講座や飯南町の住民説明会において、分別・減量の周知・啓発を行う。

### 1 2. 処理計画適用開始期日

令和5年4月1日